

新潟市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 10 月 3 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 33 号

新潟市印鑑条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市印鑑条例（昭和 45 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている登録者が、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、印鑑手帳に代えて個人番号カードを提示して申請することができる。

第 11 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カードを利用する方法を用いて、端末機（本市の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機であつて、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

第 12 条中「読み取って」を「読み取つて」に改める。

第 2 条 新潟市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録さ

れた個人番号カードを利用する」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カードを利用する方法

(2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を利用する方法

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。